

# 重要事項説明書

サービス種類 : 訪問介護 ・ 介護予防・日常生活支援総合事業

## 1. 事業者の概要

法人名：合同会社 宙ノ彩  
所在地：〒779-3205 徳島県名西郡石井町高原字東高原 5 4 8 番地 2  
電話番号：090-9456-6282  
代表者名：大久保 光仁

## 2. 事業所の概要

事業所名：ヘルパーステーション 晴ノ宙  
所在地：〒779-3242 徳島県名西郡石井町浦庄字国実 658-1 202  
事業所番号：3671200628  
管理者名：大久保 光仁

## 3. 事業の目的と運営方針

本事業所は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を適切に行います。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供します。

## 4. サービス内容

当事業所は、介護保険法に基づき、以下のサービスを提供します。

- (1) 身体介護（入浴、排泄、食事の介助、通院介助等）
- (2) 生活援助（調理、洗濯、掃除、買い物等）

※サービスの内容は、ケアマネジャーが作成する「訪問介護計画書」に基づきます。

## 5. 営業日および営業時間

営業日：月曜日～金曜日  
営業時間：9:00～18:00

（※土・日・祝日・年末年始は休業）

※必要に応じて24時間対応（緊急時訪問介護加算算定時）

## 6. サービス提供地域

徳島市、吉野川市（鴨島町・川島町）、石井町、藍住町、北島町、神山町、佐那河内村  
※地域外の場合、交通費実費を頂く場合があります（1km15円）

## 7. 利用料金

- (1) 介護保険適用の場合：自己負担割合に応じた金額（1割～3割）
- (2) 加算：初回加算、緊急時訪問介護加算、特定事業所加算等
- (3) 介護保険外サービス（美費）

・長距離通院時の交通費、おむつ代、その他サービス提供に必要な消耗品代。  
※詳細は別紙料金表による。

## 8. キャンセル料

利用者の都合によりサービスを中止する場合、以下のキャンセル料をいただく場合があります。  
・当日までの連絡：無料

・本人不在または無連絡キャンセル：サービス費用の全額

**9. 職員体制**

訪問介護員：4名

(内訳：介護福祉士2名、初任者研修修了者2名、常勤2名、非常勤2名)

**10. サービス利用にあたっての留意事項**

- ・体調不良時は速やかにご連絡ください。
- ・貴重品・現金は金庫等で利用者様ご自身にて管理をお願いします。
- ・ペットの世話は原則としてサービスに含まれません。
- ・サービス中の職員への心づけ（お年玉、お礼等）は固くお辞退しております。

**11. 緊急時の対応**

サービス提供中に体調の急変等があった場合は、速やかに主治医（ 病院）・ご家族・ケアマネジャーへ連絡し、必要な措置を講じます。

**12. 事故発生時の対応**

事故発生時には速やかに関係機関（市町村、家族等）へ連絡し、適切に対応します。  
また、サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、当事業所が加入する損害賠償責任保険にて速やかに対応します。

**13. 苦情相談窓口**

- (1) 事業所窓口 担当者：大久保 光仁 電話番号：090-9456-6282
- (2) 外部窓口 石井町役場 長寿社会課（電話：088-674-6111）  
徳島県国民健康保険団体連合会（電話：088-666-0117）

**14. 個人情報の取り扱い**

利用者および家族の個人情報については、サービス提供に必要な範囲内（主治医、ケアマネジャーとの連携等）でのみ使用し、適切に管理します。

**15. 虐待防止に関する事項**

当事業所は、利用者の人権擁護および虐待防止のため、虐待防止委員会の設置、管理者への研修実施等、必要な体制整備を行います。

**16. 感染症対策**

感染症の発生およびまん延防止のため、研修の実施、消毒の徹底など必要な措置を講じます。

**17. 業務継続計画 (BCP)**

災害や感染症発生時においてもサービス提供を継続できるよう、計画の策定および訓練を実施しています。

■ 同意欄

本書面に基づき、重要事項の説明を受け、内容に同意しました。

説明日：令和 年 月 日

利用者

(住所)

(氏名)

印

代理人

(住所)

(氏名)

印

事業所

(住所) 〒779-3242 徳島県名西郡石井町浦庄字国実658-1 202

(事業所) ヘルパーステーション 晴ノ宙 (説明者)

印

・訪問介護

1 身体介護サービスの範囲

	できること	できないこと
食事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食べることや飲むことへの援助</li> <li>・つかえたり、こぼした時のための見守りや後始末</li> <li>・黄磨きやうがい、義歯の洗浄など口の中を清潔感に保つための援助</li> <li>・医師や管理栄養士が指導・作成した献立の調理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チューブやカテーテルの挿入</li> </ul>
排泄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレへの移動や介助</li> <li>・ポータブルトイレ・差込便器・尿器による介助および器具の洗浄</li> <li>・オムツ交換（陰部清拭や洗浄を含む）と使用後のオムツ処理</li> <li>・いわゆるイチジク流腸の実施</li> <li>・自己導尿の介助</li> <li>・排尿カテーテル内の尿の破棄およびストマパシチ内の便の破棄</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・摘便や一部の流腸、導尿の実施</li> <li>・膀胱洗浄</li> <li>・人口肛門や排尿カテーテルの交換</li> </ul>
入浴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清拭（部分・全身）、足浴、手浴</li> <li>・入浴やシャワー浴の介助や見守り、洗髪</li> <li>・着替え、整容、歯磨き、爪切り</li> <li>・電気カミソリによる髭剃り</li> <li>・軽微な傷の処置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・散髪</li> <li>・巻爪などの変形した爪の爪切り</li> <li>・褥瘡（床ずれ）の処置</li> <li>・医療的判断が必要な傷の処置</li> </ul>
移動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体位変換の介助</li> <li>・身体を起こし車椅子等への移乗の介助</li> <li>・室内移動の介助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通院中の病院内での付き添い（保険者への確認により介護保険対応となる場合もあります）</li> <li>・目的のはっきりしない外出の付き添い（車椅子や徒歩での散歩等）</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一回分が取り分けてある内服薬の介助*</li> <li>・軟膏湿布*・湿布の貼付*・点眼薬の点眼* 座薬の挿入*</li> <li>・ネブライザーなどでの鼻腔内への薬剤噴霧</li> <li>・褥瘡（床ずれ）予防のための体位変換</li> <li>・機能維持のために清掃や調理などをヘルパーと一緒にを行う自立援助</li> <li>・厚労省の条件を満たす場合の体温・血圧・動脈酸素飽和度の測定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一回分の薬の取り分けや詳報された薬の仕分け</li> <li>・厚労省の条件を満たさない場合の左記の行為</li> <li>・入院中の付き添い</li> <li>・ご家族に変わっての入院手術の同意</li> <li>・酸素の流量管理や点滴の針を抜くなどの医療行為</li> <li>・リハビリ・マッサージ</li> </ul>

・親部分の行為を「医療除外行為」とし、【\*】の行為を「医薬品を使用するサービス」とします。

・平成25年4月1日実施の「社会福祉及び介護福祉士法」の一部改正に基づく制度に則った喀痰吸引・経管栄養（以下「喀痰吸引等」という）を実施した場合は身体介護となります。ただし、当事業所及び訪問介護員などが実施条件を満たした時に限ります。

## 2 生活援助サービスの範囲

(生活援助は、利用者が単身、家族が障害・疾病などのため、利用者や家族が家事を行うことが困難な場合に利用者に対して行われます。)

	できること	できないこと
調理	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般的な家庭料理の調理</li> <li>配膳や下膳</li> <li>調理後や食後の後片付け</li> <li>食品の管理</li> <li>おかゆやキザミ食の調理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約時間で終わらないような時間のかかる調理</li> <li>利用者以外の方の為の調理</li> </ul>
衣類の洗濯補修	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常的な衣類の洗濯、乾燥、取込み、整理</li> <li>小物のアイロンがけ</li> <li>簡単な衣類の補修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭用の洗濯機で洗えない大きな物やドライクリーニンングが必要な物の洗濯</li> <li>利用者以外の方の衣類等の洗濯</li> </ul>
掃除整理整頓	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者が日常生活に使用している場合の掃除</li> <li>日常生活用品の整理整頓</li> <li>寝具・シーツ交換</li> <li>布団干し</li> <li>ゴミ捨て</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>共有スペースやご家族の部屋、普段使わない部屋の掃除</li> <li>大掃除（窓の掃除や換気扇の掃除を含む）や大きな家具の移動</li> <li>家の修理、草むしり、植木の手入れ</li> </ul>
買い物	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の生活必需品の買い物の代行</li> <li>市販薬の買い物代行（商品名が正確に確認出来る場合）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者以外の方が使う物の購入</li> <li>お歳暮等贈答品の買い物</li> <li>遠距離の店やデパートへの買い物</li> <li>商品名がはっきりしない市販薬の買い物代行</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>薬の受け取り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ペットの世話</li> <li>利用者が留守の状態でのサービス</li> <li>金銭の管理</li> <li>預貯金の引き下ろしの代行</li> </ul>

注1) 同居の家族が、疾病などで家事が困難な場合に提供できることもあります。

注2) 年金等の金銭の取り扱いをすることは原則としてできません。(現金および預金通帳等は利用者または家族の方が管理して下さい。但し、生活援助として行う買い物等に伴う少額の金銭の取り扱いは可能です)

### 3 医薬品を使用するサービスについて

第1項における医薬品を使用するサービスをご依頼される場合は、利用者または家族が、以下の項目を医師、歯科医師、または看護師（以下「医師等」という）にご確認いただき、サービス提供責任者までお知らせください。

- ①入院などで治療をする必要がない安定した状態であること
- ②医師等による継続的な状態の経過観察が必要でないこと
- ③使用している薬剤について専門的な配慮が必要でないこと
- ④医師や看護師などの免許を有しないものが、医薬品の使用の介助をできることについて、医師等から伝えられていること

サービス提供にあたっては、医師の処方および薬剤師の服薬指導をもとに、看護職員の保健指導を尊重します。また、病状が不安定であることや病状の変化が生じた場合は、すみやかに医師等に連絡を取り、必要な措置を行います。

なお、利用者の状態が不安定な場合など、お受けできない場合があります。

### 4 介護保険法に基づくサービス内容を対象としているため、利用者がそれ以外のサービスを希望する場合には、別途契約が必要となります。

#### ・訪問型サービス

	介護予防訪問介護相当サービス (これまでの国の基準による介護予防訪問介護と同等のサービス)
提供する人	ホームヘルパー
内容	掃除、洗濯、食事の準備や調理等の生活支援 *自分で行うことが難しい生活上の支援を行います。 *家族のための家事や日常的な家事の範囲を超えることについてはサービスの対象になりません。
提供時間/回数	サービスの内容により異なります。